平成２７年（フ）第４０号
群馬県高崎市昭和町52番地７　メリーＰＡＬ103号
債務者　島田ゆかり（旧姓成國）
1　決定年月日時　平成27年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２７年（フ）第１７２号
埼玉県新座市新座３丁目２番10―307号
債務者　三上　　守
1　決定年月日時　平成27年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第６２号
埼玉県草加市北谷２丁目35番18号
債務者　宮崎　ノブ
1　決定年月日時　平成27年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第７２号
埼玉県春日部市備後西１丁目７番23号　いずみコーポ202号
債務者　木村　忠三
1　決定年月日時　平成27年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第７３号
埼玉県越谷市北越谷５丁目５番21号
債務者　中山　幸一
1　決定年月日時　平成27年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第７６号
埼玉県三郷市彦成３丁目10番５―102号
債務者　根本　政義
1　決定年月日時　平成27年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第１０９８号
千葉県市川市南大野１―５―23、住民票上の住所東京都足立区南花畑３丁目８番６号
債務者　鮎澤　祐紀
1　決定年月日時　平成27年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第１７号
千葉県船橋市本郷町494番地４　パルテノン402号
債務者　安藤　尚幸
1　決定年月日時　平成27年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第２１号
千葉県船橋市飯山満町３丁目112番地100　薬園台サニーハイツ106号
債務者　森本　敦子
1　決定年月日時　平成27年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第３４号
千葉県市川市行徳駅前４丁目11番21―105号　インテルメッツォ青山
債務者　永田紀美代
1　決定年月日時　平成27年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第３８号
千葉県八千代市村上南３丁目５番地３　ネクサス村上405
債務者　宮﨑ひとみ
1　決定年月日時　平成27年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第５３号
千葉県市原市五井1645番地１　サンライズ宮前103阿部方、住民票上の住所千葉県木更津市江川1423番地11
債務者　堀　　健一
1　決定年月日時　平成27年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第６１号
千葉市中央区千葉寺町139番地　リール・アンジュ202号
債務者　高橋　寿枝（旧姓今井）
1　決定年月日時　平成27年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第７０号
千葉県船橋市古作４丁目17番14号　ボナール1996―103号
債務者　尾畑　京子
1　決定年月日時　平成27年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第１号
千葉県香取郡神崎町今117番地
債務者　磯辺かほる
1　決定年月日時　平成27年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
千葉地方裁判所佐原支部

平成２６年（フ）第９５５号
堺市西区鳳西町１丁78番地３　シャトーロアール103号
債務者　山野　裕司
1　決定年月日時　平成27年３月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第１０２７号
堺市北区百舌鳥梅町３丁22番地３　アネックスグランなかもず301号
債務者　中尾　一樹
1　決定年月日時　平成27年３月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係